

# 田布施町橋梁点検業務委託特記仕様書

## 1. 総則

### (1) 業務目的

本業務は安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止及び橋梁の適切な維持管理のために必要な情報を得ることを目的に実施し損傷状態の把握、対策区分の判定、点検結果の記録を行い、今後の維持管理の基礎資料を蓄積していくことを目的とする。

### (2) 適用範囲

本特記仕様書は田布施町が発注する「橋梁点検業務委託」（以下、「本業務」）に適用するもので本特記仕様書に定めのない事項については最新の「山口県業務委託共通仕様書」によるものとする。

### (3) 適用指針等

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか、下記の基準等に準拠して業務を実施するものとする。

- 1) 山口県業務委託共通仕様書
- 2) 山口県橋梁点検要領（案）
- 3) 道路橋定期点検要領
- 4) その他関係基準及び発注者から指示があるもの

### (4) 対象橋梁

別紙対象橋梁一覧による。

### (5) 貸与資料

本業務を実施するにあたり、既設橋に関する資料として、下記から存在する資料を貸与する。

- 1) 既往橋梁点検資料（過年度点検の2巡目関係資料）
- 2) 橋梁台帳（対象橋梁）

### (6) 管理技術者について

管理技術者は、以下のいずれかの資格を有する者とする。

- 1) 技術士 建設部門（鋼構造及びコンクリート）
- 2) RCCM（鋼構造及びコンクリート）

### (7) 技術者

#### 1) 点検の体制

本業務の点検体制は以下とする。

橋梁の「点検」は、以下のいずれかの資格を有する担当技術者が行うこと。

- ・設計業務委託における管理技術者と同等の資格
- ・公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿において、施設分野が「橋梁（コンクリート橋）」の点検業務に関する資格

橋梁の「診断」は、以下のいずれかの資格を有する担当技術者が行うこと。

- ・設計業務委託における管理技術者と同等の資格
- ・公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿において、施設分野が「橋梁（コンクリート橋）」の診断業務に関する資格

なお、事前に上記資格を証明する資料の写しを添付し、発注者に業務打合せ簿で提出すること。

## 2. 業務内容

### (1) 計画準備

業務計画書作成、現地踏査及び関係機関との協議資料作成等を行う。

#### 1) 業務計画書作成

業務計画書及び詳細な橋梁毎の点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料等の収集を行う。

#### 2) 現地踏査

点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状程度を把握するほか、橋梁の立地環境、交通状況、規制の要否、近接手段等について概況を調査して記録する。なお、現地踏査時にはリフト車等は使用しないものとする。

#### 3) 関係機関との協議資料作成

点検において必要な関係機関との協議用、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

### (2) 定期点検

#### 1) 点検及び診断（健全性の診断）

山口県橋梁点検要領（案）に基づき、点検を適正に行うために必要な知識及び技術を有する者が、橋梁点検車あるいは梯子等を用いて、橋梁点検を近接目視にて行うとともに、点検対象部材の部材単位での健全性の診断と橋梁毎の健全性の診断を行う。

#### 2) 点検調書の作成とその他記録の補完

点検結果及び診断結果について、山口県 橋梁点検要領（案）及び道路橋定期点検要領（国土交通省）で定める様式に基づき「点検調書（その1～その4）」、「橋梁基礎データ入力表」、「点検表記録様式（様式1その1～2）山口県」、「点検表記録様式（別紙2様式1様式2）国土交通省」を作成するものとする。また、必要に応じて道路管理者が保有する橋梁台帳等の記載事項を補完するために現地計測等を行う。

### (3) 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検記録等のとりまとめを行う。なお、とりまとめにあたっては、「橋梁点検一覧表」を作成し、「点検調書（その1～その4）」、「橋梁基礎データ入力表」、「点検表記録様式（様式1その1～2）山口県」、「点検表記録様式（別紙2様式1様式2）国土交通省」とあわせて、電子媒体でも納品すること。

### (4) 打合せ協議

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納品時に行う。

#### 1) 業務着手時

業務計画をもとに、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、橋梁点検に必要な資料等の貸与を行う。

#### 2) 中間打合せ

現地踏査終了時あるいは現地での点検終了時の区切りにおいて、中間打合せを1回行うことを標準とする。

#### 3) 成果品納品時

成果品の取りまとめ完了した時点で打合せを行うものとする。

(5) その他

- 1) 点検にあたっては、関係法令を遵守し関係機関との事前に十分な協議を行い、実施中の安全を確保しなければならない。
- 2) 点検時に緊急対応が必要と判断される損傷等を発見した場合は、直ちに監督職員に報告するものとする。
- 3) 業務実施にあたり、疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議するものとする。
- 4) 点検に必要な草刈り等は、業務内で実施するものとする。
- 5) 成果品納品後にあっても成果品に誤りがある場合は、直ちに修正するものとする。